

## 令和6年第7回下松市教育委員会定例会議事録

- 1 開催日時 令和6年7月25日(木) 午後1時30分～午後2時10分
- 2 開催場所 下松市役所 5階 502会議室
- 3 出席委員等

教育長	玉川 良雄
委員	江口 雄二
委員	林 哲人
委員	木佐谷 真理子
委員	笠谷 由美子
- 4 会議に出席した事務局職員

教育部長	原田 幸雄
教育次長	引頭 康行
学校教育課長	藤田 康伸
学校給食課長	小林 政幸
生涯学習振興課係長	小林 洋之
図書館長	網本 浩明
- 5 会議の書記 教育総務課課長補佐 金子 麻紀
- 6 会議録の署名委員 林 哲人 笠谷 由美子
- 7 会議の傍聴人 0人
- 8 会議に付した議題
  - (1) 議案第10号 下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について
  - (2) 議案第11号 下松市公民館使用料の免除に関する要綱の一部を改正する要綱について
  - (3) 報告第26号 専決処分について
  - (4) 報告第27号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について
  - (5) 報告第28号 令和6年度下松市教育委員会職員の人事発令について
- 9 会議の付議の顛末

**○教育長** それでは、第7回目の教育委員会定例会を開催したいと思います。よろしくお願いいたします。

最初に、新しく図書館長が7月の人事異動で来られましたので、最初に自己紹介をしてもらいたいと思います。網本さん、よろしくお願いいたします。

**○図書館長** 7月1日に人事異動で下松市立図書館に配属になりました網本浩明といたします。

教育委員会は3回目になります。

これまで以上に市民に愛される図書館を目指して頑張ろうと思いますので、皆さん、よろしく願いいたします。

○**教育長** それでは、本日の議事録署名委員ですが、林委員、それから木佐谷委員のほうでお願いします。

それでは、議事のほうに入ります。

議案が2つございますが、これについては一括で協議したいと思いますので、よろしく願いいたします。

(1) **議案第10号 下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について**

(2) **議案第11号 下松市公民館使用料の免除に関する要綱の一部を改正する要綱について**

○**教育長** 議案第10号、下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について、議案第11号、下松市公民館使用料の免除に関する要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

それでは、担当のほうで説明をお願いいたします。引頭次長。

○**教育次長** 議案第10号、下松市公民館条例施行規則の一部を改正する規則について及び議案第11号、下松市公民館使用料の免除に関する要綱の一部を改正する要綱について、一括してご説明いたします。

このたびの規則と要綱の改正につきましては、いずれも部活動の地域移行に伴い新たにつくられる下松地域クラブ活動を行う団体、この団体が公民館施設を使用する際の使用料の減免についてを規定するものでございます。

公民館ですので、会議室や交流室の利用等もあると想定されますけれども、主には講堂の利用が想定されております。

改正につきましては、先月、学校施設について減免をする議案のほうを出させていただいておりますが、それと同様に、公民館についても減免を行うものでございます。

まず、議案第10号ですが、1ページになります。

第6条に減免規定がございますが、この中に「下松地域クラブ活動に登録された団体が使用するとき」という文言を加えております。

要綱、議案第11号につきましては、2ページになります。

2ページにも、規則の第6条第1項第3号、先ほど、議案第10号で追加した団体による使用について、減免の規定に盛り込んでおります。

説明は以上になります。

○**教育長** 一括議案ですので、ただいまの説明につきまして、質問、ご意見等がございましたら挙手をお願いいたします。林委員。

○委員 市広報の潮騒の8月号に弓道と剣道をこういう地域移行する照会がありましたけれど、剣道はともかく、弓道は今までなかったのですが、これから先、こういう新しい部活が生まれてくるという可能性はあるのでしょうか。

○教育長 原田部長。

○教育部長 弓道連盟の方々とこれまで話をする上で、今、中学校に弓道部がないわけですから、中学生や小学生に弓道ができないというようなことを思われたくないと。小学校の高学年ぐらいから弓道に関わる機会をつくってほしいということが大きな願いでありました。

このたび、温水プールを多機能複合型スポーツ施設に改築をしていくという中で、その中に弓道場を設置します。弓道場を設置する上で、これから裾野を特に広げていきたいという大きな狙いがありますので、その辺りは、弓道連盟の関係者がしっかり指導者として中学生の地域クラブ活動として関わっていききたいということを強く言っておられましたので、そういった意味では、弓道、剣道も含めて、合同体験会ということが8月11日に行われるというふうになります。

○教育長 県内で、田布施中と高森みどり中、それと厚狭中。新しく裾野広がるといいことだと思います。

ほかにも何かこういう可能性があるというか、新しく始まるスポーツとか何か、そこまではまだありませんか。

○教育部長 可能性はたくさんあると思うのです。弓道は特に指導者が熱心なところがありますので、とにかく何の競技にしても、指導者が積極的に取り組んでいこうというような競技種目については、新しい選択肢にどんどんなっていくのではないかと思います。

スポーツと文化のちょうど間にあるような、例えばレクリエーション、ニュースポーツも含めた、今までにないようなスポーツ、こういったものも指導者がしっかりしているので、そういった競技も新しい地域クラブ活動になるのではないかなと思います。要するに、指導者がしっかり整っているクラブについては、新たな選択肢になっていくかなと思います。

以上です。

○教育長 いいですか。そのほか、ございますか。江口委員。

○委員 下松地域クラブ活動に登録された団体であります、もう登録された団体は既に二、三あるのでしょうか。

○教育長 原田部長。

○教育部長 この関係は、市役所の4階にあります地域振興部の地域クラブ活動推進室、こちらのほうの担当になるわけですが、窓口を4階の地域クラブ活動推進室と体育施設を管理している施設管理公社、この辺りが受付をしているわけですが、既に何件か登録があります。

○委員 登録というか、申請されたのが認められたということですね。

○**教育部長** はい。登録をされた、認められた団体が、今回の規則とか要綱、これに適用されるということになります。

○**委員** その中に、今あったような新しいスポーツとか新しい種目とか、そういうのはまだないですか。

○**教育部長** 今のところはないですが、今から新しいスポーツのクラブが出来上がって、登録できる内容、基準に合致すると登録されるということになります。比較的緩い感じの基準にしていますので、たくさんの地域クラブ活動の団体に登録をしていただきたいというところです。

○**委員** 例えば、団体の指導者は決まったとして、最低何名以上とか、そういったものがあるのですか。

○**教育長** 原田部長。

○**教育部長** 最低何名という枠はないのですけれども、1つのスポーツ、競技を進めていく上で大体何人いないとできないというか、そういうのがあると思うのです。ですから、必然的に2人、3人ってことにはなりませんし、そのスポーツの内容に応じた人数として登録されていくと思っています。

○**委員** 分かりました。

○**教育長** その他、いかがですか。

これは、減免ですよ。どのくらい負担があるのですか。引頭次長。

○**教育次長** 地域クラブにおいては、全額減免になります。

○**教育長** 全額減免ですね。それは公民館で、スポーツ施設はどのくらいですか。半額ですか。引頭次長。

○**教育次長** 体育施設は半額減免と聞いております。

○**教育長** ありがとうございます。

そのほか、ございませんか。

新規クラブですけれど、今、2つほどというのは、審査中ですか。

どのくらいの数が本年度中に登録申請されるのか、その辺の見込みとかがもし分かれば教えてもらいたいなと思います。引頭次長。

○**教育次長** 本日現在で8団体が申請しているそうです。

○**教育長** 増えていますね。

○**教育次長** 競技は、陸上、ハンドボール、バスケットボール、サッカー、剣道、弓道。

○**教育長** 6つ男女ですか。

○**教育次長** 同じ競技で2団体とかあるようです。

○**教育長** ソフトテニスはまだないのですね。

○**教育次長** 聞いておりません。

○**教育長** 例えば野球とかバレーボールとか、登録の動きがありそうだとかというのはまだ分からないですか。

○**教育次長** 把握しておりません。

○**教育長** 林委員。

○**委員** 小学校のスポ少との関わりというか、関係はどうですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 競技が同じであれば関わりはあると思いますけれども、あくまで団体としては別の団体になります。だから、スポーツ少年団が受けている減免制度と同等の減免を受けられるように、学校施設も同じような制度になっております。同じ競技であれば、指導者が行き来するというのは考えられるとは思いますが。

○**教育長** 江口委員。

○**委員** ハンドもバスケもみなそうですが、これは男子も女子も合わせた1つの団体で数えるのか、種目によっては男女分かれる団体を2つに分けるのか、その辺どうですか。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** その団体の考え方によると思います。

先ほど、バスケットボールの団体申請があると言いましたけれども、女子バスケットだというふうに聞いております。男女が一緒にやる場合は1団体となります。

○**委員** 例えば陸上は1つですよ。

○**教育長** 引頭次長。

○**教育次長** 陸上は2団体と聞いております。

○**教育長** 原田部長。

○**教育部長** 1つは、今、スポーツ少年団である東陽陸上クラブが、中学生を対象に地域クラブ活動をやっていると聞いています。これは、東陽陸上クラブといいながらも東陽に限っていないので、市内全域から集まっています。

また、それに近いような陸上クラブを立ち上げた方がいらっしゃるので、きちんと融合してやっています。

いろいろな競技によると思うのですが、そもそも大きな考え方としては、地域に一つこしらえるのがいいのか、それとも市内に一つだけこしらえて市内全域でやっていくのがいいのか、これはどっちがいいのかというのは何とも言えませ。比較的、地域の狭い範囲ではなくて、市内全域を対象とした地域クラブ活動というような流れになってきています。

ですから、どっちがいいとか悪いとかではなくて、やり方を考えたときに、全市的なほうが運営しやすいのかなというのと、指導がしやすいのかなというような気がします。

○**委員** そうですね。僕もそう思います。

○**教育長** そのほか、よろしいですか。

それでは、採決したいと思います。議案第10号、そして11号につきまして、可決するというご異議はございませんか。異議なしということで可決いたします。

### (3) 報告第26号 専決処分について

○**教育長** 続きまして、報告第26号です。専決処分について、担当のほうで説明をお願いいたします。引頭次長。

○**教育次長** 報告第26号、専決処分について、ご説明、報告いたします。

令和6年7月1日付の人事異動に伴いまして、公民館長の決裁等について、下松市教育委員会事務局等事務決裁規程の一部を改正する専決処分を行いましたので報告するものでございます。

具体的には、7月の人事異動におきまして、公民館長の位置づけが課長補佐でございましたが、米川公民館長を課長級に位置づけたということに伴いまして、決裁の規程について所要の改正を行っております。

具体的な改正文につきましては、5ページのとおりでございます。

説明は以上となります。

○**教育長** 質疑に入ります。質問、ご意見等ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

質問がございませんので、報告事項につき、ご了承のほうよろしくをお願いいたします。

### (4) 報告第27号 下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱について

○**教育長** 続きまして、報告の第27号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱についてを議題といたします。

担当のほうで説明をいたします。藤田学校教育課長。

○**学校教育課長** 報告第27号、下松市特別支援教育就学奨励費交付要綱の一部を改正する要綱についてご説明いたします。

資料は6ページ、それから様式が7ページに載っておりますのでご覧ください。

これは、特別支援学校への就学奨励に関する法律施行令第2条の規定に基づく、保護者等に属する世帯の収入額の算定及び需要額の測定要領、これが改定されました。これを受けまして、本市の7ページにありますようないわゆる様式、これを測定要領に対応できるように改めるものでございます。

7ページのほうの様式の主な変更点をご説明していきますが、まず左側の縦のところに世帯の収入状況という欄がございます。いわゆる、世帯がどのぐらい収入があつて、それが奨励費の交付に当てはまるかどうかを調べるために必要なのですけれども、この中の所得はもらうお金で、その後の下に所得控除というところがあるのですが、これの1番目の雑損控除、それから3番目の小規模企業共済と掛金控除、これが増えております。

雑損控除というのは、災害や盗難など資産に損害を受けた場合、こういったものが控除されるということで、控除が増えるということは、収入額が低くなって、より交付が受けやすいということになっている変更です。

それから、実は、控除の中に障害者母子という控除があったのですけれども、これがなくなっていて、どこに行ったかという、ちょっと分かりにくいのですけれども、その表の中の1番右の縦列の需要額等の中に生活扶助基準額があって、障害者母子加算額というのがあると思うのですが、こちらのほうに移動しています。需要額が増えることによって、これも同じように受けやすくなります。

それから、もう一つ、主な変更がありまして、今見ていただいた障害者母子加算額の2つ左のところに、第1類、低減率というのがあると思うのですが、これがまた1つ加わっています。これは、子供の数が変わることによって交付されるお金の額が決まってくるということで、これについては、例えば、1人の場合は掛ける1というお金になって、2人の場合は0.87を掛ける、それから3人の場合は0.75と少しずつ減っていくのですけれども、そういう計算をするというのが増えております。

こうしたいろいろな変更があるのですが、これによって影響が出る家庭もありますので、丁寧に説明してまいりたいと思います。

私のほうからの説明は以上です。

○**教育長** 質問、ご意見ございましたら、お願いいたします。よろしいですか。江口委員。

○**委員** 前にちょっと聞いたかもしれませんが、特別支援教育就学奨励費の対象世帯は何世帯ぐらいありますか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 世帯数というか、子どもの数で申し上げますと、令和5年度、小学生が70名、中学生が17名でございます。

○**委員** 小中ダブっている世帯はありますか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 兄弟関係ございますので、ダブってあります。

○**委員** 調べるのは大変ですね。証明はまた出す必要があるのですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 学校で特別支援学級に所属している方にお知らせをして、それから申請をしていただいて、あと所得とかいろいろ出してもらうものを精査しながら、それが当てはまるかどうかというのをやっていくので、担当としては非常に複雑というか、それぞれ個々に違うご事情がありますので、それを見ながら計算していこうと思います。

○**委員** 例えば株式や何か収入が変わるとどうなるのですか。

○**教育長** 藤田課長。

○**学校教育課長** 担当のほうに少し聞いたことがあるのですけれども、年間通して、申請する時期によって給与とか収入が変わるご家庭もあるということなので、受けられた月と受

けられなかった月が存在するので、状況が変わってまた申請しなおすと受けられたということがあるみたいです。

○委員 分かりました。

○教育長 そのほか、ございますか。

それでは、ご了承のほうよろしく願いいたします。

## (5) 報告第28号 令和6年度下松市教育委員会職員の人事発令について

○教育長 それでは、報告第28号に入ります。令和6年度下松市教育委員会職員の人事発令についてを議題といたします。担当のほうで説明をお願いいたします。原田教育部長。

○教育部長 報告第28号、令和6年度下松市教育委員会職員の人事発令について報告します。

資料のほうは8ページ、9ページをご覧いただきたいと思います。

下松市では、7月1日付の人事異動がありました。教育委員会の関係者の異動は、8ページ、9ページのとおりになります。

まず、課長級では、西村徹也さん地域振興部農林水産課課長補佐から米川公民館長に昇任されました。

次に、網本浩明さんが、先ほど自己紹介いただきましたけれども、会計課課長補佐から図書館長に昇任をされております。

本日欠席しておりますけれども、桑島洋明さんが、これまで中央公民館長と図書館長を兼務しておりましたが、兼務が今回解けたということになります。

課長補佐級では、河村典子さんが図書館長補佐から学校教育課課長補佐兼学事係長に異動になります。

係長級、そのほかの職員、教育委員会から市長部局への転出関係者は資料のとおりになりますので、またご確認をいただきたいと思います。

以上です。

○教育長 7月1日の異動ですが、かなりの異動がありましたので出入りが激しいですが、いろいろ引継ぎしながら新しい方も仕事に取り組んでおられます。

以上です。

## ～ その他報告・連絡事項 ～

○教育長 次のその他の報告事項に参りたいと思います。何かございますか。藤田課長、よろしく申し上げます。

○学校教育課長 今、お手元に、「「家族でやま学の日」について」という保護者宛ての文書、それから学校用、保護者用のQ&Aつけている資料をご覧ください。

前回、ご説明した家族でやま学の日について、課内で、教育委員会内で検討を進めていきまして、10月から実際に実施していこうという話になっておりまして、その報告でございます。

家族でやま学の日につきましては、山口県の事業として進めていくということで、下松市としても協力していきますということで、家庭での体験的な学びであるとか探究的な学び、これを応援するために、家族でやま学の日というふうな名前をつけて実施することとなっています。

保護者が、仕事の関係とかで子供たちをなかなか平日には連れていけないとかいう方もいらっしゃるって、そういった方が子供と一緒に休みやすいようにするという狙いもありまして、設定をいろいろ考えたところ、保護者宛ての文書のところの2つ目の活用についてをご覧いただけたらと思うのですが、まず、日数については、県内と同じように、年間3日というふうに定めております。1日単位の分割か、キャンセルも可でございます。

それから、原則として、取得予定日の1週間前までに保護者が学校担任に申請を行います。申請後、校長の承認を得た申請書の写しを保護者に渡して、承認という形になります。家族の中で兄弟姉妹一緒という場合には、連名の申請が可能です。

活用できない日というのも一応設定してあるのですが、これが、保護者用の中の活用の手引の真ん中あたりに丸で囲んだ辺りがあります。入学式、卒業式、始業式、終業式、運動会、体育祭、文化祭、発表会など、それから修学旅行、宿泊学習、遠足、社会見学、参観日、進路関係等行事、または学年または学校一斉のテスト、学力調査の日と、こういった辺りは、市内統一して、やま学の日を取らないということで保護者をお願いをしていることとなります。もちろん、やま学の日が取れないだけであって、普通に休むのであれば、休みは可能です。

ただし、そこに挙げてある行事につきましては、やはり非常に重要なものであるとか、あと準備が必要で、何日間かけてやるので、子供にもぜひ、そこはあってほしいとか、団体でやる場合には役割が、そういったものもありますので、そこは保護者にも理解していただきたいというふうに考えております。

それから、最初に戻りまして、家族でやま学の日は校外で自主学習活動として位置づけ、欠席扱いとはなりません。出席停止・忌引き等と同じ扱いになります。家族の休暇に合わせて、県内外問わず取得することができます。

なお、やま学の日で抜けた学習内容については、原則、家庭学習で補っていただくことを保護者の方にもご理解いただけたらと思います。

最後に給食のことが書いてありますが、給食は5日以上欠席で停止することができるということから、やま学の日については、給食はそのまま止めることができないというふうにご理解いただきたいと考えております。

そのほか、学校用のQ&Aにはもう少し細かいことであるとか、手引にもどういった活用例があるのかを載せてありますので、これも含めて保護者のほうに周知をしていって、

理解を求めていきたいと考えております。

既に、学校のほうには校長会を通じて、先生方のご理解を得ているところです。

何分にも初めての試みですので、いろいろご質問とかあるかもしれませんが、その都度、話を聞きながら、個別に対応することもあるかもしれませんが、対応していただきたいというふうに考えております。

以上、報告でございます。

○**教育長** これについて、質問ございますか。よろしいですか。ありがとうございました。

それでは、来月の日程について、金子課長補佐。

○**教育総務課課長補佐** 8月の行事予定をお伝えします。

資料は10ページになります。

6日、第71回下松市教育研究大会夏季講演会がございます。

22日木曜日に定例会がございます。

以上です。

○**教育長** 以上で、本日の教育委員会定例会を終了したいと思います。

午後2時10分終了